



被災ペットの保護活動を行っているボランティアの皆様へ

# 迷子ペットを飼い主のもとに戻しましょう

迷子のペットが飼い主のもとに戻れない事案が発生しています。

## ①チラシを作成

✓チラシには柄、体格、首輪の特徴、しっぽの長さ、不妊去勢手術の有無を書きましょう。

✓印刷できない場合、紙に特徴を記述しましょう。  
インスタント写真があると◎

✓保護現場や近くの避難所に貼りましょう。

↑チラシのイメージ→



↑保護現場での貼り出しの例

©環境省

## ②マイクロチップが入っているか確認

マイクロチップリーダーを保健所で貸し出しています。

貸出開始:3月11日(月)から当面の間 ※数に限りがありますので、ご希望に沿えない場合があります。

<いしかわ動物愛護センター>

能登北部担当(能登北部保健所内)(輪島市)	0768-22-2028
能登中部担当(能登中部保健所内)(七尾市)	0767-53-6893
石川中央担当(石川中央保健所内)(白山市)	076-275-2642
南加賀担当(南加賀保健所内)(小松市)	0761-22-0795

- <リーダーを借りたら...>
- ✓読み取る
  - ✓15桁の番号を保健所に連絡
  - ✓保健所は登録状況確認



©環境省

## ③届出を確認

県や交番に、迷子情報が届いていないか、確認してください。

県に相談のあった迷子情報の一部をHPに掲載しています



## ⑤データベースに登録

保護した動物は

「被災犬猫保護情報掲載サイト」  
(環境省・石川県 協力：共立製薬株式会社)  
に登録しましょう。

※飼い主が見つかった場合は投稿を削除してください。



## ④情報を拡散

情報をSNS等で拡散しましょう！

★飼い主が見つからないペットを新しい飼い主に譲渡する場合

新しい飼い主に、自然災害で保護した動物であることをしっかりと説明し、元の飼い主からの返還請求があれば速やかに返還することを誓約してもらってください。



# 猫の保護を目的とした 捕獲器の利用について

トラブル防止のため、ルールを守って使用してください。

捕獲器は、保護（自身の飼い猫の捕獲等）の目的のみで使用してください。

※保護の目的以外で使用することは、動物の愛護及び管理に関する法律に違反する恐れがあります。

## 適切な場所に設置してください

- ・ 自己所有する敷地に設置してください。
- ・ 他者が所有する敷地に設置する必要がある場合は、所有者や管理者に了解を得てから設置してください。
- ・ 道路(歩道や路側帯を含む)には設置しないでください。

## 仕掛けた後に放置しないでください

- ・ 監視下で仕掛けてください。
- ・ 冬に捕獲後の猫を保温をしないまま放置することや、エサや水のない環境で長時間放置することは危険です。
- ・ 捕獲器には、設置者の連絡先を掲示してください。

◆ 被災猫を保護しているボランティアの皆さまへ ◆



サイトに保護情報登録の  
ご協力をお願いします!!



被災犬猫保護情報  
掲載サイト  
環境省・石川県  
協力：共立製薬株式会社